

穴水町防犯カメラ設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、安心・安全な商店街・町内会等づくりを推進し、町民が安心して回遊できる環境整備を進めることにより、商店街等の活性化に寄与するため、防犯カメラを設置する町内の商店街等に対し、穴水町防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、穴水町補助金交付規則（平成9年穴水町規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、商店街・町内会等とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が防犯カメラを設置する事業であって、次の各号に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 申請年度の3月31日までに完了するものであること。
- (2) 街頭犯罪の発生を抑制することを目的とするものであること。
- (3) 防犯カメラの設置について、防犯カメラの撮影範囲内の住民及び設置場所の所有者の同意を得ていること。
- (4) 防犯カメラの設置について、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可等を得ていること。
- (5) 防犯カメラを設置する場所を管轄する警察署との協議を経て、設置場所を選定していること。
- (6) 撮影対象画像の2分の1以上は道路などの公共空間とし、防犯カメラで撮影している旨を表示すること。
- (7) 撮影した画像及び画像を収録した記録媒体を適正に管理及び運用するために「防犯カメラなど運用規定」を策定すること。
- (8) 第三者への画像提供は原則禁止とする。ただし、法令に基づく照会や人の生命、身体、または財産の安全を守るため、緊急の必要がある場合は提供できるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラの設置に要する費用のうち、保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費用、地代、占用料等を除く次に掲げるものとする。

- (1) 防犯カメラ、録画装置その他の防犯カメラを構成する機器の導入費用
- (2) 専用ポールの設置工事費用
- (3) ケーブルの設置工事費用
- (4) 防犯カメラの撮影を示す看板等の設置費用
- (5) その他防犯カメラの設置に必要な費用であって町長が認めるもの

(補助対象機器の機能)

第5条 補助対象の防犯カメラは、不特定多数の人が利用する道路などの公共空間を撮影対象とし、犯罪の抑止を目的として特定の場所に常設し、画像記録装置を有するカメラで次に掲げるの機能を備えているものとする。

(1) 防犯カメラ

有効画素数：100万画素以上

撮影速度：1コマ/秒

※防犯カメラと記録装置が一体となっている機器も対象となります。

(2) 記録装置

記録時間：1日24時間および7日間以上

記録速度：1コマ/秒

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、15万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業を開始する前に穴水町防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの購入、設置工事等に係る見積書の写し
- (2) 防犯カメラの仕様が分かる資料（仕様書、カタログ等）
- (3) 防犯カメラ及び表示板の設置場所が分かる図面
- (4) 防犯カメラの設置場所の現況写真及び撮影する箇所の写真
- (5) 防犯カメラの設置に必要なとなる許可証等の写し（防犯カメラ設置場所の所有者の設置同意書、道路交通法その他法令に基づく許可証等）
- (6) 防犯カメラの設置について地域の合意が形成されていることを示す書類（住民総会、理事会等で設置に関して決議し、又は同意した議事録等の写し）
- (7) 地域団体の概要資料（団体規約、役員名簿等）。ただし、事業者は当該資料の添付を不要とする。
- (8) 防犯カメラの管理運用規程。ただし、次の項目は規程に含んでいなければならない。
 - ・管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務
 - ・撮影していることの明示
 - ・記録した映像の保管方法、保管期間及び保管期間終了後の消去方法
 - ・記録した映像の利用及び提供の制限
 - ・苦情処理対応
 - ・その他防犯カメラの運用に関すること。

2 前項の規定による申請は、補助対象者につき1回を限度とする。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、穴水町防犯カメラ設置補助金交付（不交付）決定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日の翌日から起算して30日を経過する日又は交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、穴水町防犯カメラ設置補助金実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ設置に係る領収書等
- (2) 防犯カメラ等の現況写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、穴水町防犯カメラ設置補助金交付額確定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、穴水町防犯カメラ設置補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する